

【別紙4】 公募条件の概要（素案）

1 民営化（譲渡又は貸付け）に係る運営事業者の条件

以下に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 法人格を持つ事業者であること。
- (2) 長野県内に事業所（本社、支社又は営業所等）を有すること。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 15 項に規定するが就労継続支援（B 型）事業の実績あること。
- (4) 施設の運営に意欲を有し、継続的・安定的な運営をすることについて、資金の調達、人材の確保等が十分に可能であること。
- (5) 法人及びその代表者並びに役員等が次の全ての項目に該当しないこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- イ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定の取消しを受けたことがある者
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者
- エ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者及び禁固刑以上の刑に処せられている者
- オ 佐久市暴力団排除条例（平成 24 年佐久市条例第 1 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する暴力団に該当する者
- カ 市税その他租税を滞納している者
- キ 法人所轄庁から、必要な措置の命令、業務の停止命令、役員解職勧告又は解散命令を受けている者

2 民営化（譲渡又は貸付け）後の運営に関する条件

- (1) 施設の運営開始日は、令和 10 年 4 月 1 日とする。
- (2) 譲渡又は貸付けを受けた法人自らが運営すること。
- (3) 障害者総合支援法第 5 条第 15 項に規定する就労継続支援（B 型）事業を必須業務とし、少なくとも建物の不動産鑑定上の耐用年数を経過するまで継続すること。

なお、必須業務の実施に差し支えない場合に限り、障害者総合支援法第 5

条に定める他の障害福祉サービスを実施することは妨げない。

(4) 必須業務に係る定員は、20名とする。

なお、定員を変更する場合は、市と事前に協議した上で、施設の面積や職員数等を勘案し、良好な施設運営が可能であることを前提に変更すること。

(5) 民営化前の利用者の継続利用については、利用者本人の意思を尊重し、正当な理由なくこれを拒むことがないようにすること。

(6) 休所日及び利用時間については、現行の実施状況を踏まえて設定すること。

(7) 職員の配置に当たっては、障害福祉サービスの事業内容と定員に応じ、法令等の基準を満たすとともに、安定的かつ十分な支援を実施するために必要な職員を配置すること。

なお、指定管理者に雇用され、当該施設に配属されている職員のうち、民営化後も引き続き就労することを希望する者については、できるだけ雇用を継続するとともに、現行の賃金水準の維持に努めること。

また、職員を新たに雇用する場合は、佐久市内の居住者から雇用するよう努めること。

(8) 法令等で定める負担及び食費等に係る実費負担以外の利用者負担は徴しないこと。

(9) 地域関係者との話し合いの場を設け、定期的に施設運営等について意見を聴取するとともに、地域住民との交流行事を設けるなど、地域に根差した施設づくりに努めること。

(10) 食材料及び燃料など日常的なものを購入する場合は、佐久市内に本社・本店などがある事業者から購入するよう努めること。

(11) 市の障がい福祉事業に対して、積極的に協力すること。

3 財産に関する条件

(1) 建物について

ア 運営事業者への譲渡を想定しており、その売却金額は、サウンディングを通じて得た情報を踏まえ、算定方法を含めてその金額を今後検討する予定である。

イ 譲渡を受けた建物は、少なくとも建物の不動産鑑定上の耐用年数を経過するまでは、障害者総合支援法第5条に規定する障害福祉サービス以外の用途に供してはならない。

ウ 建物については、現状のままでの受け渡しを前提としており、譲渡後の維持管理及び老朽化対策等に係る費用は、運営事業者の負担とする。

(2) 土地について

- ア 運営事業者への譲渡又は貸付けを想定しており、その売却金額又は貸付料については、サウンディングを通じて得た情報を踏まえ、算定方法を含めてその金額を今後検討する予定である。
- イ 譲渡又は貸付けを受けた土地は、少なくとも建物の不動産鑑定上の耐用年数を経過するまでは、障害者総合支援法第5条に規定する障害福祉サービス以外の用途に供してはならない。
- ウ 貸付けの場合、貸付期間の満了に伴い使用賃借契約が終了したとき、又は契約が解除されたときは、市が指定する期間内に借受人の負担により建物等を撤去し、更地とした上で返却するものとする。
なお、その際、地中より埋設物及び越境物等が見つかった場合には、速やかに市に報告すること。
また、貸付け後の土地の転貸又は賃借権の第三者への譲渡は行ってはならない。
- エ 譲渡又は貸付け後の土地の維持管理に要する費用は、運営事業者の負担とする。

(3) 物品について

- ア 現在、施設で使用している物品のうち、市が所有するものについては、原則として、無償で譲渡する予定である。
ただし、耐用年数の全部を経過していない物品の扱いについては、市との協議により決定する。
- イ 機械設備等に係るリース契約については、原則として、契約満了時まで引き継ぐこと。
なお、契約満了を待たずして解約する場合、これに伴い発生する違約金等は、運営事業者の負担とする。

4 その他の条件

- (1) 施設の名称については、市と事前に協議した上で決定し、利用者を含む市民に対して十分な周知を図ること。
なお、現在の名称を継承することは妨げない。
- (2) 民営化直後における安定的な施設運営に支障を来さないため、遅くとも移行の3か月程度前には、現在の指定管理者との打ち合わせを開始するなど、引継ぎには万全を期すること。
なお、現在の利用者に対する支援についても、可能な限り民営化前の実施

方法を継続すること。

(3) 民営化に際して必要な書類作成や諸手続きに要した経費は、運営事業者の負担とすること。